

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.17
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 酒井 竜児
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
【報告義務発生日】	令和4年1月7日
【提出日】	令和4年1月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本ペイントホールディングス株式会社
証券コード	4612
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ニブシー・インターナショナル・リミテッド (Nipsea International Limited)
住所又は本店所在地	香港、ニューテリトリーズ、セン湾区、Ukロード ヤン 8、ニナタワー、第2 タワー、32階、3203及び3204室
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成24年8月6日
代表者氏名	ルン・ホフーン (Leung Ho Foon)
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 石本 晃一
電話番号	03-6889-7000

（2）【保有目的】

提出者は発行者の親会社であり、長期投資として発行者株式を保有しております。

（3）【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	1,293,030,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O1,293,030,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T1,293,030,000		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年1月7日現在）	V2,370,512,215
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）	54.55
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	54.55

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

Wuthelamグループ（ゴー・ハップジン氏が代表者を務めるWuthelam Holdings Ltd.（「Wuthelam社」）、及びWuthelam社の子会社並びにWuthelam社が実質的に支配する者の総称で、提出者を含みます。）がUnited Overseas Bank Limited（「UOB社」）から借入を行うに当たり、UOB社に対する当該借入債務を担保するため、提出者とUOB社との間の平成28年7月25日付担保設定契約（Security Agreement）に基づき、提出者の保有する発行者株式16,400,000株（令和3年4月1日付株式分割後の株式数で82,000,000株）に対し、UOB社のために担保権が設定されました。

発行者株主が行う海外売出しに関連して、提出者は、共同主幹事会社であるMerrill Lynch International、Nomura International plc、Morgan Stanley & Co. International plc及びSMBC Nikko Capital Markets Limitedに対し、売出価格等決定日（令和4年1月17日から令和4年1月19日までの間のいずれかの日）に始まり、当該海外売出しに係る受渡期日（令和4年1月19日から令和4年1月21日までの間のいずれかの日）から起算して180日目の日に終了する期間中、Merrill Lynch International及びNomura International plcの事前の書面による同意なしには、発行者株式の売却等を行わない旨を合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	126,049,421
借入金額計（X）（千円）	100,000,000
その他金額計（Y）（千円）	1,049,649,000
上記（Y）の内訳	令和3年1月25日 現物出資により131,700,000株取得 令和3年4月1日 株式分割（分割比率1対5）により1,034,424,000株取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,275,698,421

② 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
DBSバンク・エルティディ（DBS Bank Ltd）（本店）	銀行	オン・ビー・ワー（Ong Bee Wah）	シンガポール 018982 マリーナ・ブルバード 12、マリーナ・ベイ・フィナンシャル・センター・タワー 3	2	100,000,000

③ 【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地